

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和3年3月2日
国不建第105号

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者への写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合（以下下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。以下「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）」と改定し、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理に当たって遺憾のないよう措置されたい。

記

- 一 作成建設業者の義務
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場

合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事については、6,000万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円（建築一式工事については、6,000万円）に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の8第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所
- ② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっております。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

- イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければならないとします。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の

通知書を提出しなければなりません。
 ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの書の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。
 作成建設業者の商号 ○○建設(株)
 再下請負通知書の提出場所 工事現場内
 建設ステーション/△△営業所

建設ステーション/△△営業所

〔②〕の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができます。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようによい。ただし、いづれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

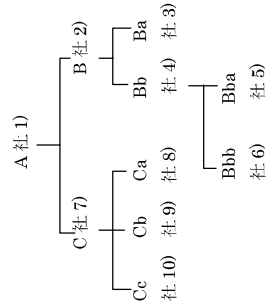
〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工

体制台帳の作成は、次の1)から10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

- 1) A社自身に関する事項(規則第14条の2第1項第1号)及びA社が請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第2号)
- 2) B社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 3) Ba社に関する事項… [B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付]
- 4) Bb社に関する事項… [B社が提出する "]
- 5) Bba社に関する事項… [Bb社が提出する "]
- 6) Bbb社に関する事項… [Bb社が提出する "]
- 7) C社に関する事項(規則第14条の2第1項第3号)及び請け負った建設工事に関する事項(規則第14条の2第1項第4号)
- 8) Ca社に関する事項… [C社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付]
- 9) Cb社に関する事項… [C社が提出する "]
- 10) Cc社に関する事項… [C社が提出する "]

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならず、施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、(同条第2項各号に掲げる事項についてはスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により)電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代えることができる。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第2号第1項第1号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行われなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号の「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に問わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号の「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号及び3号の建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような種類の名称等を記載すること。

ニ 第2号の「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号の「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す

る。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。第2号トの「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求めめる性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

又 第2号リ及び第4号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類（規則第14条の2第2項）関係

イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第119条第1項各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない文芸伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者又は監理技術者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定制（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてののみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。

② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならないとなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

て表示しておかなければならない。

③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事を目的物に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならぬ部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分を別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると思われる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

- (1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知
その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。
 - (2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知
(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人
請け負わせたとき、遅滞なく、
 - ① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一(2)①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
 - ② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。
 - (3) 再下請負通知
(1) 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある。自ら記載して作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を東ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。
 - ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない(規則第14条の4第2項)。
また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。
 - ③ 再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていないなければならない。
 - ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

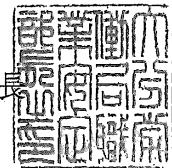
えて変更後の書類を添付しなければならない。

- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一(2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者を経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。
 - ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。
また、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第14条の4第3項に規定する添付書類に代えることができる。
- 三 施工体制台帳の作成等の勸奨について
- 下請契約の総額が一(1)の金額を下回る民間工事など法第24条の8第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であつても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。
- また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

大分労安発第 163 号
平成 21 年 9 月 25 日

大分県土木建築部長 殿

大分労働局職業安定部長



労働者派遣事業に対する適正な理解について

職業安定行政の運営につきましては、平素から御支援並びに御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、労働者派遣事業につきましては、昭和 61 年に法が施行され、今日まで数度の改正を経て現在に至っており、製造業をはじめとして幅広い業種において労働者派遣が広く活用されているところです。

しかしながら、本来、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組みであるにも関わらず、法の主旨を正しく理解せずに違法な形で利用している事業所や禁止業務とされている港湾運送業務や建設業務等に労働者を派遣している情報が多く寄せられており、その都度、指導監督を実施し、違法性が確認できた場合には、行政処分を科しているところです。

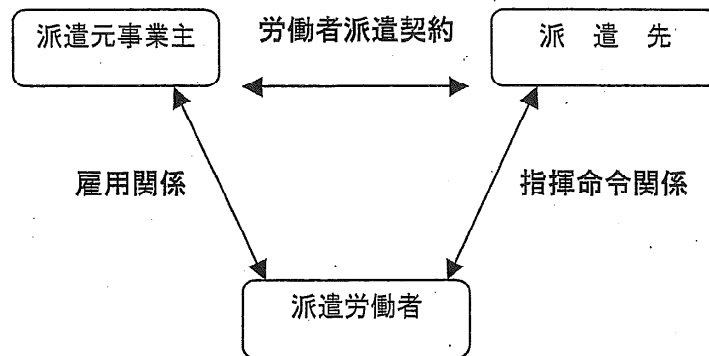
当局としてもあらゆる機会を通じて労働者派遣事業の適正な理解についての周知啓発に努めているところですが、貴職におかれましても、この主旨を十分に御理解の上、貴管下建設業者に対しまして周知啓発されるようお願いいたします。

労働者派遣事業と業務請負の違いについて

(1) 労働者派遣とは～ 労働者派遣法第2条

●自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。

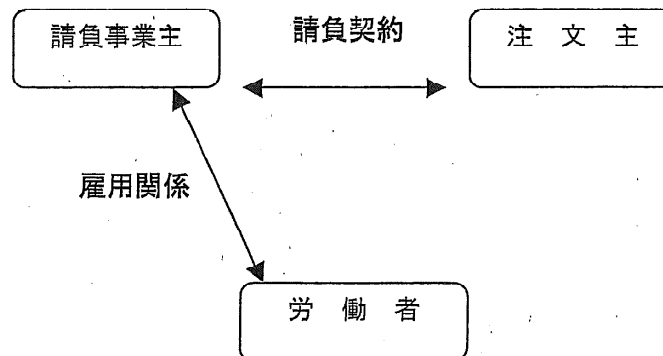
【労働者派遣】 ⇒ 雇用主は派遣元事業主であり、派遣先が派遣労働者に指揮命令を行う。



(2) 業務請負とは～ 民法第632条

●当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して、これに報酬を与えることを約することによって生ずることをいいます。

【業務請負】 ⇒ 雇用主は請負事業主であり、注文主は請負労働者に指揮命令できない。



建設業務の労働者派遣は禁止されています。
また、労働力が不足しているために自社での施工が難しい場合に、労働力の提供だけを受けて、指揮命令の下に就労させることは違法行為です。
適正な請負契約を締結した上で、工事を施工してください。

建設業労働災害防止協会大分県支部のご案内

1. 建災防とは

建設業労働災害防止協会（略称：建災防）は、昭和 39 年 9 月 1 日に労働災害防止団体法に基づき設立された団体です。（厚生労働大臣の認可団体）

2. 建災防の目的

建災防は、建設業を営む事業主及び団体が会員となって組織された団体であって、建設業について労働災害防止規程を設定し、労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主又は事業主の団体が行う労働災害防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的としています。

3. 建災防の活動内容

建災防会員は労働災害防止規程を遵守するとともに、自主的な安全管理活動を推進しています。建災防では、各種の安全衛生教育、技能講習、研修の実施、安全大会の開催や各地区に安全指導者を配置して、安全パトロール等を行っています。又、安全衛生技術情報の提供など、様々な事業活動を通じて、安全の輪を広げ、建設業における死亡災害の絶滅を目指しています。

4. 会員加入手続き

1号会員 建設業を営む事業主であれば、規模の大小、職種のいかんを問わず所定の加入申込によって会員になれます。

加入手続き

当支部に備え付けの「建災防加入申込書」（ホームページからダウンロードすることもできます）に必要事項を記入し提出してください。

5. 会員の特典

- ① 特別教育等（技能講習は除く）の講習について会員割引（受講料の 1,000 円割引）
- ② 「建設の安全」の送付（1・2 月、7・8 月号は合併号）
- ③ 「建設の安全号外」を安全週間、衛生週間、年末、年度末に送付
- ④ 「建設業労働災害防止実施事項」の配布
- ⑤ 講習会実施予定計画表、講習会案内書の送付
- ⑥ 災害統計・パンフレット・ポスター等作成時は配布

6. 会費

年会費 18,000 円（1ヶ月 1,500 円）

会費振込の場合は、下記の口座をお願いします。

口座名 建設業労働災害防止協会大分県支部

口座番号 大分銀行東支店 普通預金 NO、5 1 0 6 9 5 5

7. 建設業労働災害防止協会大分県支部の所在地

〒870-0045 大分市城崎町 3 丁目 3 - 4 1

TEL：0 9 7 - 5 3 8 - 0 7 4 5 FAX：0 9 7 - 5 3 8 - 0 3 2 3

申請等に関する問い合わせ先

事務所名等	郵便番号	所在地	電話番号
豊後高田土木事務所 (総務課総務班)	879-0621	豊後高田市是永町39 (豊後高田総合庁舎内)	0978-22-2285
国東土木事務所 (総務課総務班)	873-0504	国東市国東町安国寺786-1 (国東総合庁舎内)	0978-72-1321
別府土木事務所 (総務課工事経理班)	874-0840	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-0211
大分土木事務所 (総務課工事経理班)	870-0905	大分市向原西1-4-2	097-558-2141
臼杵土木事務所 (総務課総務班)	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 (臼杵総合庁舎内)	0972-63-4136
佐伯土木事務所 (総務課総務班)	876-0813	佐伯市長島町1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	0972-22-3171
豊後大野土木事務所 (総務課総務班)	879-7131	豊後大野市三重町市場1123 (豊後大野総合庁舎内)	0974-22-1056
竹田土木事務所 (総務課総務班)	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2 (竹田総合庁舎内)	0974-63-2108
玖珠土木事務所 (総務課総務班)	879-4413	玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 (玖珠総合庁舎内)	0973-72-1152
日田土木事務所 (総務課総務班)	877-0004	日田市城町1-1-10 (日田総合庁舎内)	0973-23-2141
中津土木事務所 (総務課工事経理班)	871-0024	中津市中央町1-5-16 (中津総合庁舎内)	0979-22-2110
宇佐土木事務所 (総務課総務班)	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1 (宇佐総合庁舎内)	0978-32-1300
土木建築企画課 建設業指導班	870-8501	大分市大手町3-1-1 (県庁新館7階)	097-506-4516

建設業法等に係る基本的注意事項

以下は、建設業法等に係る基本的な事項です。
違反の場合は監督処分等の対象になりますので、ご注意ください。
(金額要件のあるものは、すべて税込みで判断されます。)

①無許可営業

許可を受けていない業種で500万円以上※の工事を請け負ってははいけません。
※建築一式工事:1,500万円以上

②特定建設業違反

特定建設業の許可を受けずに、元請として請け負った一件の工事について、総額4,000万円以上※下請に出してはいけません。
※建築一式工事:6,000万円以上の下請

③一括下請の禁止

請け負った工事の全部又はその主たる部分を一括して他者に請け負わせてはいけません。

④無資格技術者の配置の禁止

許可を受けた建設業の業種については、各工事現場に営業所の専任技術者となりうる資格又は実務経験を有する者を配置しないとはいけません。

⑤専任工事と他工事の重複

技術者の専任を要する工事現場※を担当する主任技術者等は原則として他の工事の主任技術者等になることはできません。
※建築一式工事:7,000万円以上の工事
※建築一式工事以外:3,500万円以上の工事

⑥営業所専任技術者の専任工事への配置

営業所の専任技術者を専任を要する工事現場※に配置することはできません。
また、営業所の専任技術者ですので、県外等の遠方の工事を担当することもできません
※建築一式工事:7,000万円以上の工事
※建築一式工事以外:3,500万円以上の工事

⑦営業所専任技術者、経營業務の管理責任者について

営業所の専任技術者は、その営業所に「専任」でなければいけません。
経營業務の管理責任者は、所属する営業所に「常勤」することが必要です。
住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離で、社会通念上通勤不可能な者や、他の法令により特定の事務所等において専任を要するとされている者、他に個人営業や、他の法人の常勤役員、他の法人の非常勤の代表取締役(1人代表取締役の場合)、地方公共団体の議会の議員等、他の営業または職務等について、専任に近い状態にあると認められる者は、「専任」や「常勤」の者とは認められません。

⑦無許可業者と下請契約

建設業の許可を持たない業者と500万円以上※の建設工事の下請契約を締結してはいけません。(元請、下請どちらの立場も)
※建築一式工事:1,500万円以上

⑧一般建設業者と4,000万円以上※の下請契約

特定建設業の許可を持たない業者と4,000万円以上※の建設工事の下請契約を締結してはいけません。(自社が下請)
※建築一式工事:6,000万円以上

⑨解体工事及び浄化槽工事に係る無許可、無登録業者との下請契約

解体工事については、土木、建築、解体工事の許可を持たず解体工事登録業を受けていない業者と下請契約を締結してはいけません。
(土木、建築の許可及び解体工事登録は500万円未満の解体工事が契約可能な範囲)
浄化槽工事については、土木、建築、管工事の許可を持たず浄化槽工事業登録を受けていない業者と下請契約を締結してはいけません。
(土木、建築の許可及び浄化槽工事業登録は500万円未満の浄化槽工事が契約可能な範囲)

経営事項審査における基本的注意事項

1. 申請における注意事項

事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、建設業法上の監督処分の対象となります。必ず責任者へ確認のうえ、申請してください。

2. 特に持参忘れの多い書類について

経営事項審査の際に持参して頂く書類はP29～34に掲載しています。特に持参もれが多いものについて改めて記載しますのでご注意ください。

①施工体制、工事内容確認書類

- ・コリンズ(工事カルテ)
- ・施工体制台帳、施工体系図
- ・下請契約書、注文書等

②帳簿関係書類

- ・通帳、領収書、相殺明細書(必要に応じて審査期間の前後のものも含む)
- ・工事進行基準を採用している場合は、計上金額の根拠資料

③決算関係書類

- ・法人税及び消費税の確定申告書及びその添付書類
- ・電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」を印刷したもの(消費税及び法人税)(電子申告の場合のみ)
- ・建設業法第11条の決算届

④職員の常勤性確認書類

- ・社会保険被保険者報酬月額決定通知書(随時分を含む)
※新規掲載者については雇用期間の確認等のために、最新分と前年分を持参すること。
※賞与の決定通知ではないので注意すること。

3. 決算関係の確認事項

- ①法人税: 1)法人税申告書別表四の「当期利益又は当期欠損の額」と法11条決算報告による「当期純利益(当期純損失)」の整合を確認します。
2)法人税申告書別表五の「繰越損益金」と法11条決算報告による「繰越利益剰余金」の整合を確認します。
3)申告の受付について、受付印又は電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」の印刷を確認します。

→確認書類: 直前決算期の法人税申告書及び同添付書類(別表四、別表五)
法11条決算報告、受付メール画面(メール詳細)の印刷

- ②消費税: 1)消費税申告書と納税証明書の納付額を確認します。
2)申告の受付についても、受付印又は電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」を確認します。

→確認書類: 直前決算期の消費税確定申告書
法11条決算報告、電子申告に係る「受付メール画面(メール詳細)」の印刷

- ③下請発注状況: 完成工事内訳書の「下請発注金額」の全業種合計と法11条決算報告による「外注費(+労務外注費)」の整合を確認します。

→確認書類: 法11条決算報告

4. その他

①工事進行基準について

工事進行基準を採用する場合は、当該工事契約に関して、①工事収益総額②工事原価総額③決算日における工事進捗度の各要素について、客観的かつ信頼性をもって見積もれることが適用条件です。

工事進行基準を採用している工事については、これらのことが確認出来る資料等で説明を求めます。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 をご存知ですか？

～ 部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。 ～

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職などの日常生活で差別を受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受けている人がいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別（同和）問題といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別（同和）問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（法律の全文は大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイトをご覧ください）



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん



大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-3172

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
☎ (097) 506-5554

大分県人権教育・啓発推進協議会
（事務局 県人権尊重・部落差別解消推進課内）
☎ (097) 506-3177

人権相談ダイヤル

みんなの人権 110番 TEL 0570-003-110

子どもの人権 110番 TEL 0120-007-110

女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810

差別の解消を目的とした 3つの法律が施行されています。

- ・障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）
- ・ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月3日施行）
- ・部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）



「合理的配慮」という言葉をご存じですか？

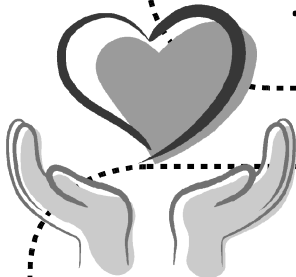
障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供が求められています。

（「不当な差別的取扱い」の具体例）

- ・対応の順序を後回しにする。
- ・本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける。

（「合理的配慮」の具体例・・・国や地方公共団体は義務、事業者は努力義務）

- ・障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。
- ・筆談、読上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。
- ・意思疎通のため、絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末）等を活用する。



ヘイトスピーチ、許さない！

ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されています。

ヘイトスピーチ（増悪表現）とは

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動（ヘイトスピーチ）に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。

これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

